

鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会報告書
(鳥取県立大山青年の家)

鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会(以下「審査委員会」という。)において、次のとおり鳥取県立大山青年の家の指定管理候補者を鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例(以下「青少年社会教育施設設置管理条例」という。)第7条の規定に基づいて審査した。

1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取県教育文化財団 理事長 福本 慎一(鳥取市扇町21番地)

2 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5年間)

3 指定管理料の額

193,655,000円・・・(1)(債務負担行為額193,655,000円)

[参考] 単年度委託料の額 ((1) ÷ 5年) 38,731,000円

4 選定理由

鳥取県立大山青年の家の指定管理者の指定に当たって応募があったのは上記1団体であった。審査委員会において青少年社会教育施設設置管理条例第7条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記1の候補者が指定管理候補者として適当であると認める。

[選定理由]

財政基盤も安定しており、これまでの指定管理施設の管理運営の経験から施設設備の維持管理や危機対応等各種業務に関するノウハウも有している。また、当該施設の設置目的を理解した上で、体験活動を組織的に提供する教育機関として利用者がその効果を十分に享受できるように県職員と緊密に連携し、事業に取り組む方針を明確にしている。

さらに、新しい活動メニューの開発や他の施設等とも連携した広域的な観光情報の発信等サービスの向上、施設の利用促進に向けた方策を提案している。

5 公募の経緯

(1) 募集期間(募集要項配布から募集締め切りの日まで)

令和5年6月19日(月)から同年8月3日(木)まで(現地説明会7月19日(水))

(2) 応募者

応募者	所在地	代表者名
(公財)鳥取県教育文化財団	鳥取市扇町21番地	理事長 福本 慎一

6 審査の経緯

(1) 審査委員

氏名	所属等
岩田 直樹(委員長)	公立大学法人公立鳥取環境大学 特任教授
高田 充征(副委員長)	高田税理士事務所 税理士
齋藤 匠	前伯耆町立岸本小学校 校長 ※8月8日は欠席
矢倉 美和子	ミライトひえづ 室長
林 憲彰	鳥取県教育委員会事務局次長

(2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会 令和5年6月12日(月)

- ・県立大山青年の家の概要説明、募集要項等の審議

イ 第2回審査委員会 令和5年8月8日(火)

- ・指定管理候補者の面接審査の実施、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の審査

(3) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (青少年社会教育施設設置管理条例第7条第4号)	・管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解 指定管理者を希望する理由 管理運営の方針)	必須 ※平等な利用が確保できないと判断される場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (青少年社会教育施設設置管理条例第7条第1号)	・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容(サービス向上策、利用促進策等) ・管理の基準 (開館時間、休館日、利用料金等の設定 個人情報保護、情報の公開) ・施設設備の維持及び衛生管理の水準 ・利用者の安全確保(事故・事件の防止措置) ・利用者等の要望の把握	25
3	管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (青少年社会教育施設設置管理条例第7条第1号)	・収支計画及び見積内容 ・支出計画の見通し ・県の指定管理料額	20
4	管理業務を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (青少年社会教育施設設置管理条例第7条第2号)	・法人の財政基盤、経営基盤 ・組織及び職員の配置等 ・現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ・法人等の社会的責任の遂行状況 (障がい者雇用 男女共同参画推進企業等の認定等 ISO14001・TEAS I種規格等の認証等 あいサポート企業等の認定等 家庭教育推進協力企業の協定) ・当該施設の管理運営実績評価	30
5	教育委員会の行う事業等に積極的に協力するものであること。 (青少年社会教育施設設置管理条例第7条第2号)	・所内での連携についての方針 ・受入事業等の実施の際の協力・方法	25

(4) 審査結果（面接及び書類審査）

選定基準 (配点)	審査結果 (平均点)	評 価
1 (合/否)	合	・施設開所当初からの運営実績もあり、運営に対する考え方、ノウハウを十分有している。
2 (25点)	17.75	・自主事業に向けた取組が優れている。 ・激甚気象（猛暑、大雨等）が頻発しており、利用者の安全確保、施設設備の維持管理に今まで以上に取り組んでほしい。 ・SNSを活用した情報発信のレベルを高め、多くの利用者の獲得を期待したい。
3 (20点)	10.75	・支出計画が詳細に計画されており、確かな積算に基づく適切な収支計画となっている。
4 (30点)	20.25	・財政基盤が安定しており、経営状況も良好である。 ・法人の他部門の職員との連携による人材育成及び事業展開に期待したい。
5 (25点)	20.5	・様々なネットワークを活用して、新たな事業（エコツーリズム等）を企画運営して欲しい。 ・新たな利用者ニーズを積極的に把握し、県教育委員会との連携のもと教育活動の充実を一層図って欲しい。
総合評価 (100点)	69.25	※点数は委員4名の平均

7 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 管理運営の基本的な考え方

- ・大山青年の家は鳥取県が設置している社会教育施設であり、質の高い体験活動を組織的に提供できる教育機関であることを十分意識した上で、その効果を楽しむよう所長等と密接に連携して事業を補助し、諸規程を遵守しながら円滑な運営に積極的に協力する。
- ・利用者への最大のサービスは安全安心な環境と充実した時間の中でしっかりした研修や自然体験ができることと考えており、利用者には笑顔で挨拶の励行、利用者等との対応では、活動に係る協議内容を確実に確認し、関係者全員で情報共有して、トラブル防止、気持ちの良い接遇に努める。
- ・実際の活動に際しては、効率的で充実した体験が出来るよう、企画に沿った施設や器具の準備の打合せにも参画し、県の指導員への補助・協力を努める。

(2) 管理の基準・サービスの提供内容

- ・日常から職員による巡視、点検で快適な環境の維持と異常の早期発見に努め、また毎年実施される「教育施設建設設備定期点検」の結果を確認して、修繕を要する箇所は県に報告した上で、早期に修繕を行い、被害の拡大を防止する。
- ・利用者が気持ち良く活動に参加できるよう職員の応接力の向上を図るとともに、利用者とのトラブルを防ぐため、打合せ結果等の情報を共有し、その確認を励行する。
- ・新しい活動メニューの開発、必要な備品の購入など県の指導担当と協力し、利用者の満足度向上に努める。
- ・県内外の利用者向けに観光パンフレット、近隣の施設状況の提供など大山青年の家を情報発信や観光などでもハブ機能を発揮できるよう工夫していく。

(3) 県事業との連携・協力

- ・県の社会教育施設であることを認識し、受付から終了まで利用者が自然体験活動、生涯学習の効果を楽しめるよう県の指導部門と常に連携しながら業務を行う。
- ・受付段階では、聞き取り内容を県の指導部門へ速やかに報告し、指導部門が予約受付を円滑に実施できるよう利用者との連絡に当たる。事業計画段階では、活動場所や用品の準備など

活動内容への提案をしたり、研修内容やスケジュールに応じて職員の勤務時間帯を編成するなど研修の充実と円滑な実施に向け、綿密な連携を行う。

- ・受入事業・主催事業の実施に当たっては、各課程において県指導部門と連携して進め、食事数の変更やアレルギー対応等についても給食会へ連絡するとともに職員に伝える。